



川越市建設工事における前払金支払限度額の見直しについて (お知らせ)

建設工事の受注者における資金繰りの円滑化・安定化及び資金調達の負担軽減による市の公共工事の適正な施工及び履行の確保等を図るため、川越市建設工事標準請負契約約款第35条の規定による請負代金額の前払金支払について、次のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

1 見直しの概要

見直し前	→	見直し後
前払金（川越市建設工事標準請負契約約款第35条第2項）		
請負代金額の10分の4以内とし、 支払限度額（上限額）は1億円	→	請負代金額の10分の4以内とし、 支払限度額（上限額）はなし
中間前払金（川越市建設工事標準請負契約約款第35条第4項）		
請負代金額の10分の2以内とし、 支払限度額（上限額）は5,000万円	→	請負代金額の10分の2以内とし、 支払限度額（上限額）はなし

※ 建設工事の請負代金額が500万円以上の場合に限ります。

※ 受注者が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託した場合に限ります。

2 適用時期

令和5年4月1日以降に建設工事の請負契約を締結する案件から適用します。

担 当 総務部契約課工事担当
電話番号 049-224-5632（直通）

概要については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 前払金支払限度額 で 検索

